

## 「三位一体の改革」に対する指定都市の意見〈概要〉

昨年示された三位一体の改革の全体像では多くの課題が先送りされ、地方分権を実現するには不十分！

### 〈第1期改革〉 平成18年度までの改革

#### 1 税源移譲について

○17、18年度の補助金改革に対応する3兆円の税源移譲を確実に実施すること。

#### 2 国庫補助負担金の改革について

○18年度に実施する補助金改革は、地方の改革案に沿ったものとする  
こと。

○生活保護・児童扶養手当の国庫負担率引下げは、地方の自由度の拡大  
につながらないばかりか地方への負担転嫁に過ぎず、決して行わない  
こと。

○義務教育費国庫負担金は、地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開  
するため、廃止して税源移譲すべき。

○公共事業関係の国庫補助負担金については、財源が国債であったとし  
ても国税で償還されることを踏まえ、税源移譲の対象とすること。

#### 3 地方交付税について

○本格的な税源移譲の際には、地方交付税原資の減少が生じることのな  
いよう、地方交付税率の引き上げ等の措置を実施すること。

○地方交付税の改革については、地方のあるべき行政サービスの水準に  
ついて十分な議論を行った上で進めること。

### 〈第2期改革〉 平成19年度以降の改革

○真の地方分権実現のためには18年度までの改革では不十分であり、  
19年度以降も引き続き改革に取り組むこと。

## 三位一体の改革に対する意見

三位一体の改革は、国の関与を廃止・縮減し、税源移譲により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高め、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する、地方分権改革のはずである。

しかし、昨年示された政府・与党合意による三位一体の改革の全体像では、多くの課題が先送りされ、また、税源移譲を伴わない、スリム化と称した単なる国庫補助負担金の削減や交付金化が行われるとともに、平成19年度以降の第2期改革が示されていないなど、地方分権を実現するには不十分なものであった。

また、「基本方針2004」が閣議決定された段階で、平成16年度の改革分に対応する税源移譲額の取り扱いについて明確にせず、地方に改革案の提出を要請したことは極めて遺憾である。

国においてはこれらの趣旨を踏まえ、真の地方分権の実現に資する三位一体の改革に取り組むよう、指定都市市長会として次のとおり意見を表明する。

## **第 1 期 改革 について**

### **1 税源移譲 について**

平成 17 年度及び平成 18 年度における国庫補助負担金の改革分に対応するものとして、所得税から個人住民税へ 3 兆円規模の税源移譲を確実に実施すること。

### **2 国庫補助負担金の改革 について**

(1) 平成 17 年中に結論を得るとされている国庫補助負担金の改革は、地方の改革案に沿ったものとする。

また、改革の対象となる国庫補助負担金について、個別の補助負担金ごとに金額、内容等その詳細を明示すること。

(2) 生活保護・児童扶養手当の国庫負担率引き下げは、地方の自由度の拡大につながらず、単なる地方への負担転嫁に過ぎないものであり、地方の一丸となった反対運動によりその実施が見送られてきた。にもかかわらず、国において未だに負担率の引き下げを検討していることは極めて遺憾である。

よって、国においては地方の意見に真摯に耳を傾け、国庫負担率の引き下げを決して行わないこと。

(3) 義務教育費国庫負担金については、地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、廃止して税源移譲すること。

また、指定都市への給与費負担の移管にあたっては、包括的な権限移譲を行うとともに、大都市特例税制を創設し、その所要全額について税源移譲を行うこと。

(4) 公立文教施設等施設費及び公共事業関係の国庫補助負担金については、その財源が国債であったとしても国税をもって償還されることを踏まえ、税源移譲の対象とすること。

また、交付金化については、国の関与が依然として残ることから暫定的なものとし、必ず税源移譲につなげること。

### 3 地方交付税について

(1) 昨年の政府・与党合意を踏まえ、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保するとともに、本格的な税源移譲の際には、地方交付税原資の減少が生じることのないよう、地方交付税率の引き上げ等の措置を実施すること。

(2) 地方交付税の改革については、地方からの意見を踏まえ、地方のあるべき行政サービスの水準について十分な議論を行った上で進めること。その際には、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視すること。

また、地方財政計画と決算との乖離是正にあたっては、投資的経費と経常的経費を同時一体的に是正すること。

(3) 三位一体の改革による一般財源化措置分についてその財源保障を担保するため、地方財政計画においてその積算を明確に区分して示すこと。

## 第 2 期 改 革 に つ い て

真の地方分権を実現するためには、平成 18 年度までの改革ではその規模、内容とも不十分であり、平成 19 年度以降も引き続き、消費税・法人税も含めた基幹税からの税源移譲による地方分権改革に取り組む必要がある。

国においては、この旨を「基本方針 2005」に明示し、具体的な工程表を作成すること。

平成 17 年 5 月 13 日

指定都市市長会

会 長 松 原 武 久